

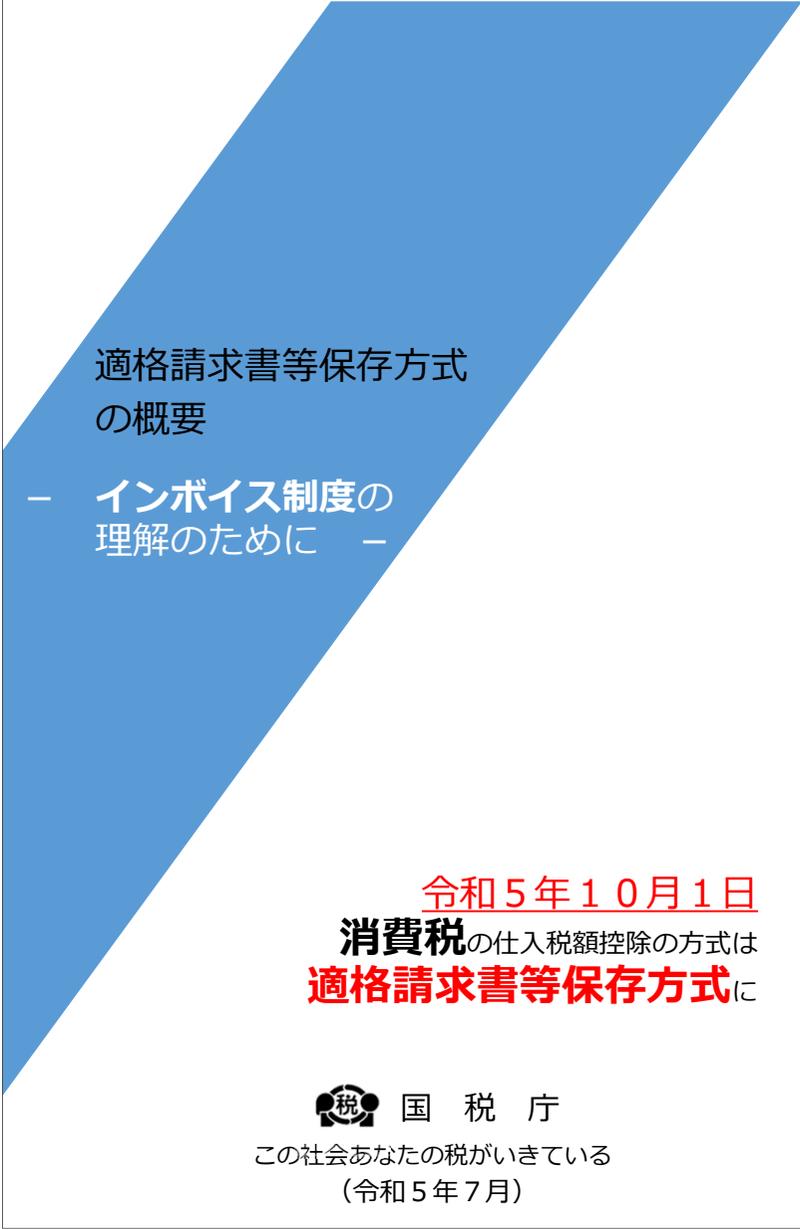
適格請求書等保存方式

ーインボイス制度が始まりましたー

令和5年10月
仙台区税局消費税課

○ 本日の資料

【適格請求書等保存方式の概要－インボイス制度の理解のために－】



適格請求書等保存方式
の概要

－ インボイス制度の
理解のために －

令和5年10月1日
消費税の仕入税額控除の方式は
適格請求書等保存方式に

 **国 税 庁**
この社会あなたの税がいきている
(令和5年7月)

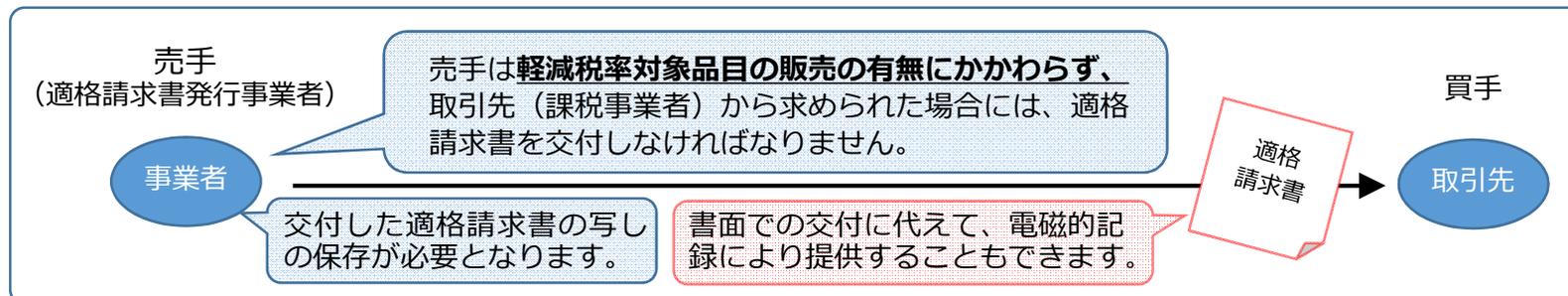
※ このパンフレットは、令和5年4月1日現在成立している法律に基づいて作成しています。

適格請求書発行事業者の義務

> 適格請求書発行事業者には、原則、以下の義務が課されます。

- **適格請求書の交付**
取引の相手方（課税事業者）の求めに応じて、適格請求書（又は適格簡易請求書）を交付する
- **適格返還請求書の交付**
返品や値引きなど、売上げに係る対価の返還等を行う場合に、適格返還請求書を交付する
※ 売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合、交付義務は免除
- **修正した適格請求書の交付**
交付した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）に誤りがあった場合に、修正した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）を交付する
- **写しの保存**
交付した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）の写しを保存する

※ 適格請求書発行事業者が、偽りの記載をした適格請求書を交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。



適格請求書の記載事項 <パンフレットP5>

> 適格請求書に必要な記載事項は、以下のとおりです。

○ 様式は、法令又は通達等で定められておらず、必要な事項が記載されたものであれば、名称を問わず、また、手書きであっても、適格請求書に該当します。

【記載事項】

- 下線の項目が、区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
- 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、**適格簡易請求書**を交付することができます。

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等*
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

△△商事(株)
登録番号 T 012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

* 軽減税率対象

適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等*又は適用税率

スーパー○○
東京都...
登録番号 T 123456...

XX年11月30日

領収書

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
(内 消費税額)		¥24
10%対象		¥550
(内 消費税額)		¥50
*軽減税率対象		
お預り		¥1,000
お釣		¥126

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載
※両方記載することも可能

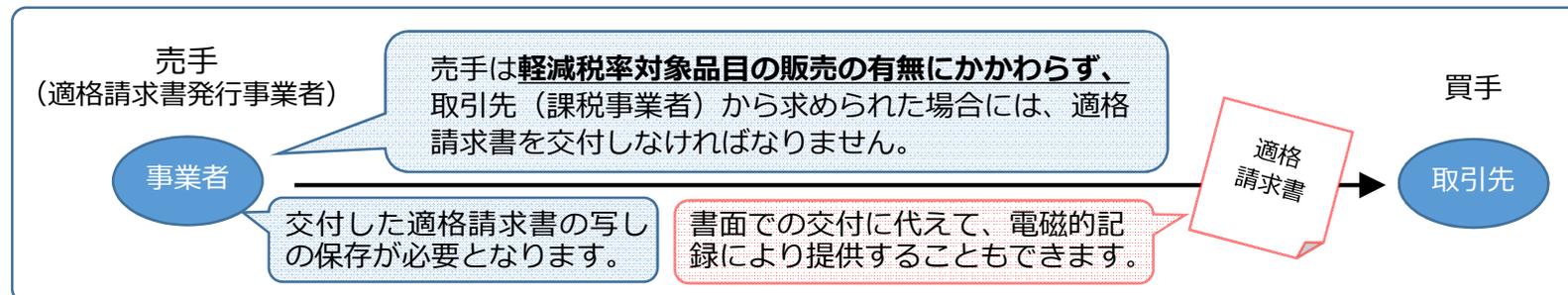
※ ⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回ずつとなります。

適格請求書発行事業者の義務

> 適格請求書発行事業者には、原則、以下の義務が課されます。

- **適格請求書の交付**
取引の相手方（課税事業者）の求めに応じて、適格請求書（又は適格簡易請求書）を交付する
- **適格返還請求書の交付**
返品や値引きなど、売上げに係る対価の返還等を行う場合に、適格返還請求書を交付する
※ 売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合、交付義務は免除
- **修正した適格請求書の交付**
交付した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）に誤りがあった場合に、修正した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）を交付する
- **写しの保存**
交付した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）の写しを保存する

※ 適格請求書発行事業者が、偽りの記載をした適格請求書を交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。



返還インボイス記載事項等

<パンフレットP10>

Point

適格返還請求書の記載事項等

- 売上げに係る対価の返還等を行う場合に交付する適格返還請求書の記載事項等は、以下のとおりです。

販売奨励金支払明細書

XX年12月5日 (2)

(株)〇〇御中

△△商事株式会社 (1)
登録番号 T 012345...

販売奨励金支払額 13,160円

日付	品名	奨励金金額
11/1	野菜 *	2,160円
11/1	日本酒	11,000円
⋮	⋮	⋮
合計	13,160円	内消費税 1,160円
8%対象	2,160円	内消費税 160円
10%対象	11,000円	内消費税 1,000円

*軽減税率対象

⑥ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載
※ 両方記載することも可能です。

適格返還請求書の記載事項

- | | |
|------------------------------|--|
| ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 | ⑤ 税率ごとに区分して合計した対価の返還等の金額
(税抜き又は税込み) |
| ② 対価の返還等を行う年月日 | |
| ③ 対価の返還等の基となった取引を行った年月日※ | ⑥ 対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率 |
| ④ 対価の返還等の取引内容(軽減税率の対象品目である旨) | |

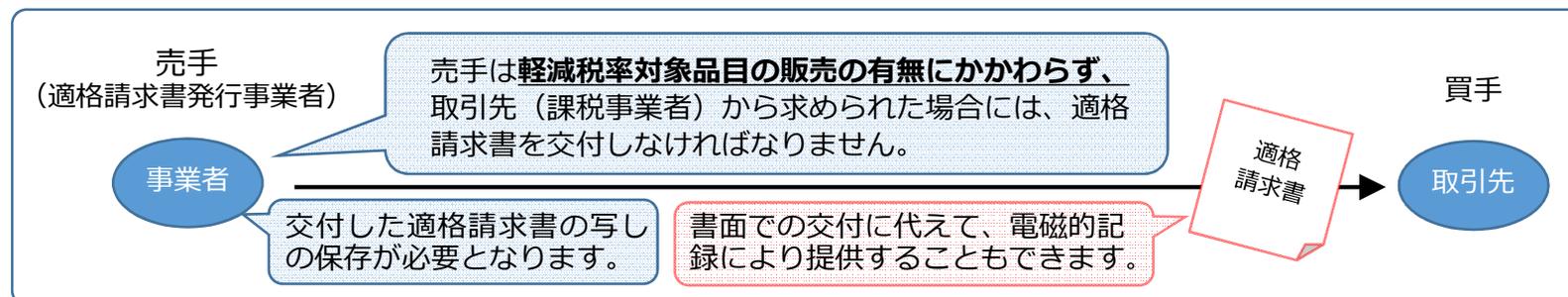
※ ③については、対価の返還等の処理を合理的な方法により継続して行っているのであれば、「前月末日」や「最終販売年月日」をその取引を行った年月日として記載することも可能です。また、「〇月分」などの課税期間の範囲内で一定の期間の記載も可能です。

適格請求書発行事業者の義務

> 適格請求書発行事業者には、原則、以下の義務が課されます。

- **適格請求書の交付**
取引の相手方（課税事業者）の求めに応じて、適格請求書（又は適格簡易請求書）を交付する
- **適格返還請求書の交付**
返品や値引きなど、売上げに係る対価の返還等を行う場合に、適格返還請求書を交付する
※ 売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合、交付義務は免除
- **修正した適格請求書の交付**
交付した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）に誤りがあった場合に、修正した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）を交付する
- **写しの保存**
交付した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）の写しを保存する

※ 適格請求書発行事業者が、偽りの記載をした適格請求書を交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。



修正インボイス記載事項等

<パンフレットP11>

- インボイス発行事業者は、交付したインボイス等の記載事項に誤りがあった場合には、交付を受けた事業者に対して修正したインボイス等を交付しなければならない。
- 修正したインボイス等の交付方法については、誤りがあった事項を訂正の上、改めて記載事項の全てを記載した書類を交付することの他、当初に交付したインボイス等との関連性を明らかにした上で、修正した事項を明示した書類等を交付することも認められる。

【例】 10%対象の売上額及び消費税額等が誤っていた場合

(インボイスQ & A問33)

(当初のインボイス)

請求書<<4月分>> ○年○月○日
●●(株)御中 (株)△△
登録番号:T123456...

月	日	商品	売上金額 (税抜き)	
4	3	菓子	※	5,900
	4	酒		30,000
	7	菓子	※	30,000
		...		
合計		売上額	消費税額等	
8%対象		100,000円	8,000円	
10%対象		100,000円	10,000円	

※は軽減税率対象

誤り箇所

①修正点含め全ての事項を記載

請求書<<4月分・修正>> ○年○月×日
●●(株)御中 (株)△△
登録番号:T123456...

月	日	商品	売上金額 (税抜き)	
4	3	菓子	※	5,900
	4	酒		30,000
	7	菓子	※	30,000
		...		
合計		売上額	消費税額等	
8%対象		100,000円	8,000円	
10%対象		110,000円	11,000円	

※は軽減税率対象

修正箇所

②修正事項のみを明示

<<修正事項の通知>> ○年○月×日
●●(株)御中 (株)△△

関連性を明記

○年○月○日付4月分請求書について、下記のとおり誤りがありましたので修正いたします。

合計	売上額	消費税額等
10%対象	110,000円	11,000円

正

合計	売上額	消費税額等
10%対象	100,000円	10,000円

誤

(注)当初の適格請求書と合わせて保存願います。

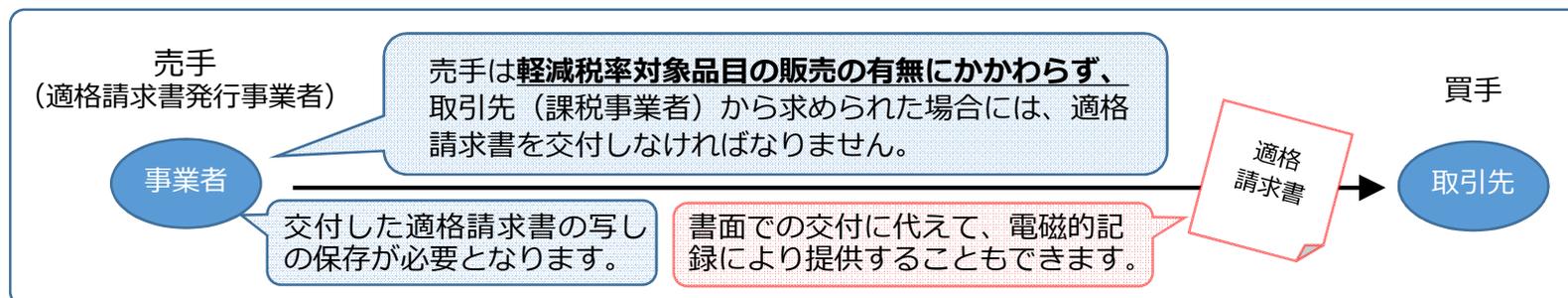
(注) 交付を受けた事業者が仕入税額控除を行うためには、①の書類のみか、当初のインボイスと②を合わせて保存することが求められる(売り手は当初誤りのあったインボイスの写しも保存が必要な点に留意)。

適格請求書発行事業者の義務

> 適格請求書発行事業者には、原則、以下の義務が課されます。

- **適格請求書の交付**
取引の相手方（課税事業者）の求めに応じて、適格請求書（又は適格簡易請求書）を交付する
- **適格返還請求書の交付**
返品や値引きなど、売上げに係る対価の返還等を行う場合に、適格返還請求書を交付する
※ 売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合、交付義務は免除
- **修正した適格請求書の交付**
交付した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）に誤りがあった場合に、修正した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）を交付する
- **写しの保存**
交付した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）の写しを保存する

※ 適格請求書発行事業者が、偽りの記載をした適格請求書を交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。



交付したインボイスの写し等の保存

<パンフレットP11>

- 交付した適格請求書の写しについては、交付した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間保存する必要があります。
 - 交付した適格請求書の写しとは、交付した書類そのもののコピーに限らず、その記載事項が確認できる程度の記載がされているもの（レジのジャーナル、一覧表、明細表など）であっても差し支えありません。
 - 自己の業務システム等で作成した適格請求書に係る電磁的記録を出力し、書面で交付した場合に、当該電磁的記録を適格請求書の写しとして保存することも可能です。
 - 適格請求書に係る電磁的記録（電子インボイス）を提供した場合に提供した電磁的記録のまま保存することも可能です。
- ※ 適格簡易請求書、適格返還請求書についても同様です。

詳しくは…

電磁的記録の保存については、
「インボイスQ&A」
(国税庁ホームページ) をご覧ください。

支払先との対応

<パンフレットP13>

相手がインボイス登録をしているか確認する

- > 一定の事項を記載した帳簿及び適格請求書などの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。
- > 免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。

○ 課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間保存する必要があります。

○ ただし、一定の期間は、一定の要件の下、仕入税額相当額の一定割合を、仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

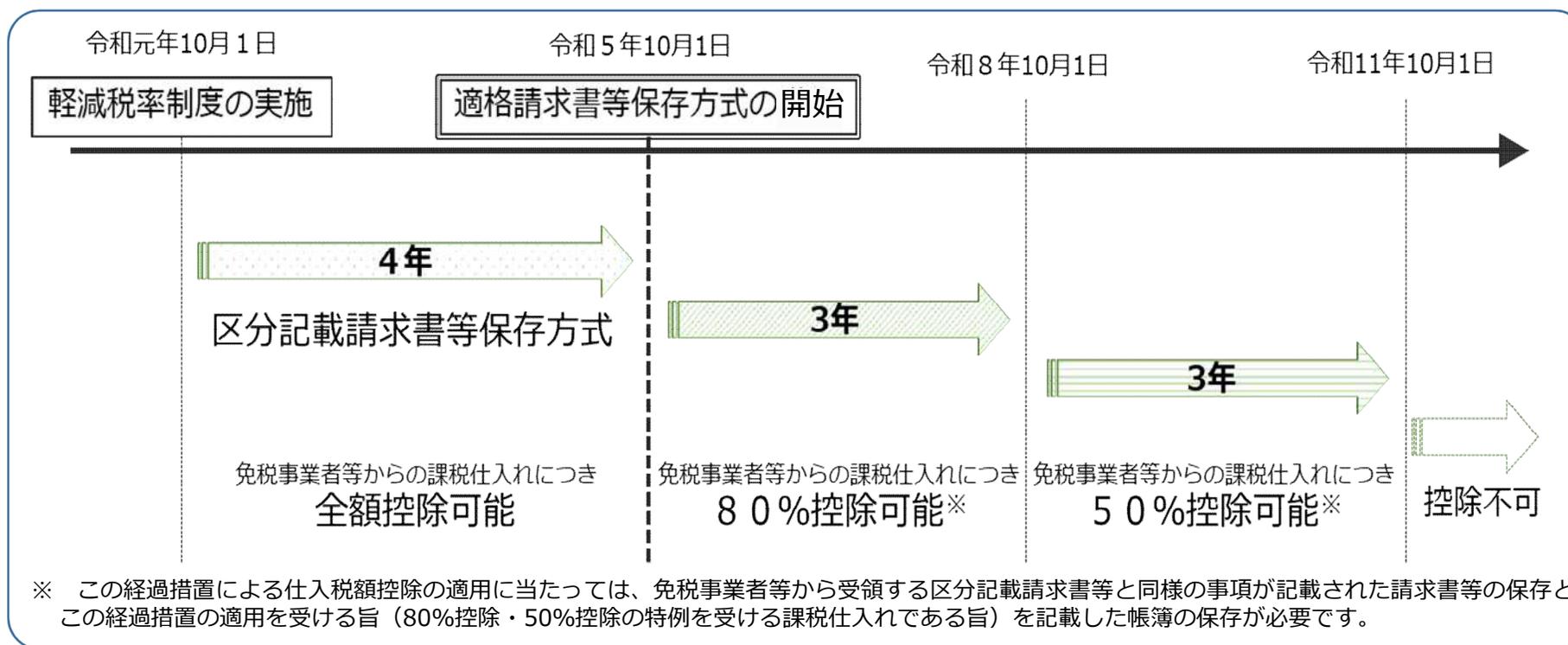
	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (インボイス制度)
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式と同様
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書 (インボイス) 等の保存

ここが
変わります

インボイスのない仕入れに係る経過措置

<パンフレットP15>

- 適格請求書等保存方式の開始後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者（以下「免税事業者等」といいます。）から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
- ただし、制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。



支払先との対応

<パンフレットP13>

相手がインボイス登録をしているか確認する

- > 一定の事項を記載した帳簿及び適格請求書などの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。
- > 免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。

○ 課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間保存する必要があります。

○ ただし、一定の期間は、一定の要件の下、仕入税額相当額の一定割合を、仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (インボイス制度)
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式と同様
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書 (インボイス) 等の保存

ここが
変わります

仕入明細書による対応

<パンフレットP6>

記載に当たっての留意点

- 適格請求書等保存方式においても、買手が作成する一定の事項が記載された仕入明細書等を保存することにより仕入税額控除の適用を受けることができます（課税仕入れの相手方（売手）において課税資産の譲渡等に該当するものに限ります。）。
- その場合、記載する登録番号は課税仕入れの相手方（売手）のものとなる点や、現行と同様、課税仕入れの相手方（売手）の確認を受けたものに限られる点に留意が必要です。

【例】

② 課税仕入れの
相手方の登録番号

仕入明細書
«4月分» ○年○月○日

●● (株) 御中
登録番号: T123456... (株) △△

○送付後一定期間内に連絡がない場合確認済とします

支払金額合計 229,000円

月	日	取引	仕入金額 (税抜)	
4	1	食品※	8%	2,000
		日用品	10%	600
	3	食品※	8%	5,900
	4	日用品	10%	30,000
...
合計		仕入金額	消費税額等	
8%対象		100,000円	8,000円	
10%対象		110,000円	11,000円	

※印は軽減税率対象商品

課税仕入れの相手方の確認を受ける方法として、この例のような文言を記載し、相手方の了承を得ることも可能です。

【その他の確認を受ける方法の例】

- ・書類上に確認済みの署名等をもらう
- ・受発注に係るオンラインシステムで確認を受ける機能を設ける
- ・電子メールで確認した旨の返信を受ける

仕入明細書等の記載事項

- ① 仕入明細書等の作成者の氏名又は名称
- ② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号
- ③ 課税仕入れを行った年月日
- ④ 課税仕入れの内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ⑤ 税率ごとに区分して合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等

記帳時の注意事項（1）

1 インボイスのない課税仕入れ

税込み経理の場合

（80%控除対象）などの記載をするか印をつける

税抜経理の場合

仮払い消費税の計算に注意する

（借方）	仕	入	1, 0 2 0	（貸方）	現金	1, 1 0 0
		仮払い消費税	8 0			

記帳時の注意事項（2）

帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送に係る課税仕入れ
（3万円未満のものに限ります。）
- ② 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等に係る課税仕入れ
（3万円未満のものに限ります。）
- ③ 郵便切手を対価とする郵便サービスに係る課税仕入れ
（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）
- ④ 従業員等に支給する、通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

注意：JR等国税庁が告示した相手以外は支払先の住所又は所在地の記録が必要です。

記帳時の注意事項（3）

<パンフレットP14>

- > 一定規模以下の事業者が行う課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満の取引も帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます（経過措置）。

- 基準期間※1の課税売上高が1億円以下又は特定期間※2の課税売上高が5,000万円以下の事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行う課税仕入れについて、その金額が税込1万円未満であるものについては、一定の事項を記載した帳簿のみを保存することで適格請求書の保存が無くても仕入税額控除が認められます。

※1 原則として、個人事業者は前々年、法人は前々事業年度

※2 原則として、個人事業者は前年の1月1日から6月30日までの期間、法人は前事業年度開始の日以後6月の期間

- 令和11年10月1日以後に行う課税仕入れについては、課税期間の途中であっても、この特例の適用はありません。
- 1万円未満の判定単位は、課税仕入れに係る1商品ごとの金額により判定するのではなく、一回の取引の課税仕入れに係る金額（税込み）が1万円未満かどうかにより判定します。

適格請求書等保存方式（インボイス制度） <パンフレットP25>

9 インボイス制度特設サイト

国税庁ホームページのインボイス制度特設サイトでは、

- ① 説明会の開催案内
- ② インボイス制度について解説した動画（国税庁動画チャンネル）
- ③ インボイス制度に関する取扱通達やQ & Aなどを随時掲載しています。

また、制度に関する補助金、取引上のお悩み、経営など、どの窓口に相談すべきか用意に検索ができるよう、相談内容別の相談窓口一覧についても掲載しておりますので是非ご活用ください。

オンライン説明会とは

- 国税当局において、事業者の方にインボイス制度をご理解いただくため、WEB形式による説明会（以下「オンライン説明会」といいます。）を実施しています。
- 全国どこからでもオンライン説明会に無料で参加することができます。

特集 インボイス制度

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

インボイス制度 公表サイト

情報ガイド
よく閲覧されているページをまとめました。

インボイス制度の説明会
説明会のご案内はこちら

YouTube 国税庁動画チャンネル
YouTube 国税庁動画チャンネルで公開中

インボイス制度に関するお問合せ先

税務相談チャットボット
「チャットボット」ただいま公開中！
インボイス制度の疑問にふたばがお答えします！
チャットを開始する

インボイスコールセンター
インボイス制度に関する一般的なご質問をお受けします
0120-205-553
9:00~17:00(土日祝除く)

この他、制度に関する補助金、取引上のお悩み、経営など各種の相談窓口をご用意しています

インボイス制度に関わる 各省庁等の相談窓口一覧

制度の概要 | Q&A | 取扱通達 | 申請手続

○ お問い合わせ先など

適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関するお問合せ先

○ 税務相談チャットボット（インボイス制度）

ご質問内容をメニューから選択するか、文字で入力いただくと、AI（人工知能）を活用して、「税務職員ふたば」が自動でお答えします。上記「インボイス制度特設サイト」からもご利用いただけます。

チャットボットのご利用はこちらから



税務職員ふたば

○ インボイスコールセンター（インボイス制度電話相談センター）

専用ダイヤル 0120-205-553（無料） 【受付時間】 9：00～17：00（土日祝除く。）

インボイス制度及び軽減税率制度に関する一般的なご質問を受け付けています。

※ 個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認する必要のある相談）を希望される方は、所轄の税務署への電話（音声ガイダンスに沿って「2」を押してください。）により、面接日時等をご予約いただくようお願いします。